

岩手県医療局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、県立病院等事業の業務に係る金銭の収納に関する事務（宿直業務の範囲内のものを除く。）を平成20年4月1日次のとおり委託した。

平成20年6月27日

岩手県医療局長 田村均次

県立病院等の名称	受託者	
	住所	名称
岩手県立久慈病院	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	株式会社ニチイ学館
岩手県立千厩病院	〃	〃